

**法教育に取り組む楽しさ  
やりがいと意義  
社会的養護の実践をとおして**

**全青司の活動  
～児童養護施設での法律教室から～**

- \* 目的は一つではない。
- \* 知識を伝えることも大切だが、なるべく身近に感じてもらい、相談先の一つになること。
- \* 大人は敵ではない→頼ってもいい存在
- \* 失敗することは恥ずかしいことじゃない、
- \* 頼ることも恥じゃない。

**権利擁護の視点**

- \* 子どもが子どもらしく育つことを権利として認める、子どもの最善の利益を保障し、子どもを権利の主体者として位置づけること。
- \* 子ども達に権利の存在を伝え
- \* 意見を表明し、自己決定に参加できる環境

**子どもの権利**

- \* 1989年国連総会本会議にて採択された「子どもの権利条約」(日本は1994年に批准)には、
- \* 子どもの生存、発達、保護、参加という権利が明記されており、国の責務とされている。

**子どもの権利**

- \* 差別の禁止
- \* 生存及び発達の権利
- \* 意見表明権
- \* 父母に対する援助と社会的養護の確保
- \* 相当な生活水準
- \* 教育についての権利
- \* 休息、余暇及び文化的生活

**社会的養護とは**

- \* 虐待等の理由で、家庭で生活の出来ない子ども達を、保護者に代わって社会が養育・保護する仕組み
- \* 約46,000人の子ども達が児童養護施設など
- \* 社会的養護のもとで生活しています。

## 社会的養護

- \* 児童養護施設
- \* 何らかの理由があり、家庭で生活することができない2歳から18歳までの子どもたちが、集団で生活をしているところ。
- \* 特別な理由があれば乳児から20歳まで利用
- \* 定員も20名から200名ぐらい。

## 増え続ける虐待相談

- \* 児童相談所での児童虐待の相談件数は、
- \* 年間73,765件(平成25年度)
- \* 10年前の2倍以上の件数
- \* 厚労省の調査でも児童養護施設で暮らす子どもの半数以上は虐待を経験している。

## 児童養護施設で生活するまで

- \* 入所理由
- \* 年々「虐待」「放任」「養育拒否」の割合が上  
がっている。
- \* 深刻なトラウマ
- \* 自分が何故、ここにいるのかわからない。
- \* 気づいたらここにいた

## 家庭の状況

- \* 虐待は、特殊な親がする、特殊な行為か？
- \* その背景にあるものは？
- \* 経済・社会的な孤立
- \* 施設入所世帯は経済的困窮状態が多い。
- \* 不安定、劣悪な雇用環境から、心理的にも追い  
込まれている。

## 家族構成の不安定さ

- \* 一人親、親の精神疾患、親自身の虐待経験やDV被害等、様々な要因が重層的に重なって家族を構成している。
- \*
- \* 虐待をするなんて信じられない。「豊かな社会の心の問題」→
- \* 虐待が日本社会の構造的な問題

## 施設での生活

- \* 子どもたちは施設に寝泊まりし、学校へ行き、友達と遊び、夕方には施設へ帰って食事をします。
- \* 少人数で一人部屋が確保されいところもあれば、6人部屋の施設も。
- \* 様々な年齢の子どもたちがひしめき合う空間
- \* 限られた職員、対応困難な現実

## 集団生活ゆえの決まり事

- \* 門限
- \* 高校生でも18時。食事を一緒にするため。
- \* 遅れると食事抜き
- \* アルバイトもできない。
  
- \* お小遣い
- \* 中学生で2000円～3000円
- \* 自立のために強制的に貯金している場合も

## ルールを変えるには

- \* 高校生たちの何気ない会話から生まれる疑問
- \* いいな～、うらやましい、で終わりにしない。
  
- \* おかしな事は、おかしいと言っても良いんだ。
- \* 自分たちの生活のことなのに何で大人だけで決めるの
- \* どうしたら変えられる、誰と話したら良い？
  
- \* 職員さんとの打合せ
- \* 第三者がそこにいることの意義

## 退所後の問題

- \* 低い進学率(24%)。高校生全体は71.2%
- \* 経済的な面、奨学金や居住空間の確保。
- \* 進学しても4年後には21%が中退している。
- \* 職員によっては使える奨学金等の制度に対する知識差がある。
- \* 進学を具体的にイメージできない。施設にいても進学できるイメージできる身近な存在との出会いが必要。

## 就労の問題

- \* 18歳から20歳まで、実質、親権者不在
- \* 身元保証人もおらず、職業選択の自由は？
  
- \* 心のケアが十分ではない。
- \* 1年以内の離職率31.4%
- \* 後ろ盾がない苦しさ→一度の失敗で社会から居場所がなくなる。
  
- \* 知的障がい、手帳不所持の子どもたち

## 自立援助ホーム

- \* アフターケア相談、居場所作り
  
- \* 様々な困難を経験してようやくたどり着けた、
- \* 直ちに就職することは無理
- \* 心のケアから始めないとダメ
  
- \*なのに……。

## にもかかわらず

- \* 自立援助ホームを利用できるのは働いている人のみ
  
- \* 寮費を支払わなければならない。
- \* 自立のための貯金をしなければならない。
  
- \* そもそも自立援助ホームの数が少なく利用できない

### 自立援助ホームの現実

- \* お金がなければ病院にも行けない
- \* 働けない子どもは生活保護しかない
- \* 社会的養護の貧困のしわ寄せが、
- \* 子どもにきている。

### 司法書士にできること

- \* 法教育をとおして伝える権利回復事例
- \* (近い将来の不安を和らげ一歩を踏み出す)
- \* (もしかしたら、関われる最後のチャンス)
- \* 家庭支援
- \* 顔の見える存在になり、
- \* 司法アクセスの一翼を担う
- \* 未成年後見人、成年後見人
- \* 第三者委員として

### つなげ、つながる存在に

- \* 相談は突然に(施設、支援者、行政、学校等)
- \* 法的、経済的な問題だけでなく、
- \* 妊娠、出産、命に関わる緊急相談も
- \* 1人では対応できない時の地域のネットワーク
- \* 福祉、医師、行政、学校、支援者